

鳥獣被害を増やしていませんか？

鳥獣が増えるのには原因があります。いつの間にか餌付けしていたり、人慣れを助長したりしているのかもしれません。
集落の現状を確認し、改善することで被害をなくしましょう。

1 餌付けしていませんか？

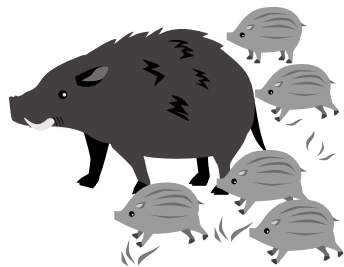
被害が起きるのは集落内に「エサがある」からです。いつの間にか餌付けしていませんか？こうしたエサを無くすのが、獣害対策の第一歩です。

例）放置した竹林のタケノコ、稲刈り後の雑草や2番穂、ゴミ捨て場の生ゴミ、収穫していない果樹など。

～集落の餌付け度チェック～

【餌付け度】

- ☐ゴミ捨て場に生ゴミが散らかっている。
- ☐9月以降草刈りをして、1月から2月にかけて、青草が繁茂している。
- ☐収穫しないままの果実（ビワ、栗、柿、みかんなど）がある。
- ☐野菜くずや生ゴミなどを田んぼや畑に放置する。
- ☐収穫後の田んぼに落穂や2番穂がある。
- ☐放置した竹林にタケノコがある。



⇒ひとつでも該当項目があれば、鳥獣に狙われやすい「エサ場」です。

2 人慣れさせていませんか？

鳥獣のエサとなるものが集落内に放置され、しかも追い払わなければ、エサを準備したり、人慣れさせたりして餌付けをしたのと同じです。

※電気柵等の設置のない箇所に行ったが、危ない目に遭わずにエサが食べられ、もう一度行って再度危ない目に遭わずエサが食べられたことになると「ここはいつ行ってもエサが食べられる場所」と鳥獣が学習します。

～人慣れ度チェック～

【人慣れ度】

- ☐耕作放棄地を放置し、雑草が繁茂している。
- ☐見通しの悪い雑木林や竹林がある。
- ☐柵（金網柵やトタン柵など）の周りに雑草が茂っている。

⇒ひとつでも該当項目があれば、鳥獣が住みやすい「すみか」です。

守れる農地を作りましょう！

草刈などで隠れ場所を無くしましょう。電気柵は収穫時期だけではなく、年間（24時間通電）を通して設置し、イノシシに危険な場所であること認識させましょう。ワイヤーメッシュ柵についても定期的に確認し、効果を持続させ、作物や農地を守ることが大切です。

●有害鳥獣の捕獲について

現在、有害鳥獣の被害が深刻であり、自己防衛を行ったにも関わらず被害が生じる地域については、玉名猟友会菊水支部、三加和有害鳥獣駆除隊へ捕獲駆除を依頼します。その際は、被害現場を確認したうえで罾を仕掛けるなどの対策を行います。

問い合わせ先 総合支所 農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111（内線725）

鳥インフルエンザウイルスに気をつけましょう

昨年冬から今年の春にかけて、日本全国で野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの検出や、養鶏場、あひる飼養農場での鳥インフルエンザの発生が相次ぎました。今冬も、渡り鳥によってウイルスが日本に運ばれてくる可能性が高いと予想されます。

ウイルスは野鳥だけでなく、その羽やフン、それらに触れた野生動物から感染する可能性があります。ですので、以下の点に気をつけましょう。

★野鳥や野生動物と接触させないようにしましょう

- 飼育小屋には金網や防鳥ネット（網目2cm以下を推奨）を張り、野鳥や野生動物が侵入する隙間がないよう対策を取りましょう。特に天井と壁のつなぎ目の隙間をふさぎましょう。
- 飼育小屋の周囲に木が生い茂っていたり、池があったりすると、野鳥や野生動物が集まってくる可能性があります。このような環境を作らないようにしましょう。
- 飼育小屋の周囲に消石灰をまくことで、消毒効果と、野鳥や野生動物を近寄らせない効果が期待できます。（消石灰はホームセンターなどで購入できます。）

★飼育小屋にウイルスを持ち込まないようにしましょう

- 飼育小屋に入る前と出た後は、手や長靴などをしっかり洗い消毒しましょう。
 - ①手や作業服はアルコールスプレーを噴霧する。（薬局で購入できます）
 - ②長靴は水で洗った後、逆性石けんなどの消毒液で消毒する。（薬局で購入できます）
 - ③関係者以外の人を立ち入らせない。やむを得ず立ち入る場合、同じように消毒する。
- 家さんに与える水やエサに、野鳥や野生動物、それらのフン・尿などが接触しないようにしましょう。
 - ①水は貯め水の場合、タンクが清潔か、ふたがちゃんとしてあるか確認する。（水は、水道水や衛生的な井戸水を推奨。）
 - ②エサは、ネズミやカラスなどが接触しないようにフタ付きのペール缶などで保管する。



鳥インフルエンザウイルス感染を防いで、大切な家さんや愛玩鳥を守りましょう！

※家さん（かきん）とは
食肉や採卵用に飼育されている鳥（鶏(ニワトリ)、チャボ、烏骨鶏、シャモ、ウズラ、あひる、ガチョウ、カモ類、キジ、ヤマドリ、ダチョウ、エミュー、七面鳥、ホロホロ鳥など）のこと。

※愛玩鳥（あいがんちょう）とは
鑑賞することを目的として飼育されている鳥のこと。



問い合わせ先 総合支所 農林振興課 農業振興係 ☎0968・34・3111（内線724）
熊本県城北家畜保健衛生所 ☎0968・46・2075